

◆請負契約と準委任契約の違い◆

請負契約	準委任契約
<ul style="list-style-type: none"> ・仕事の完成を約し、仕事の結果に対して金銭を払う。 ・仕事や物の「完成」を約束する。 <p>①仕事の内容は決められているか ②代金はいくらか ③仕事は終わったか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬は後払い。しかし、当事者同士で合意すれば、分割も途中での支払いも任意に決められる。 ・ソフトウェアの著作権は原始的には請負側が所有する。発注者が著作権を取得するためには、契約により著作権の移転を受ける。 ・最終的に作成すべきものが明確になった段階以降のシステムの開発 ・保守作業(仕事や物の完成が報酬支払いの条件になっている) 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者の一方が特定の行為をすることを委託する。 ・「仕事の完成」とか「物の完成」ということは約束されていない。 ・期間を定めて何かを依頼し、その期間あることをして、その間に報告をする。 ・一定の期間や工数単位で支払う。当事者同士で合意すれば支払方法は任意に決められる。 <p>※代金の算定方法、支払い方法は請負と準委任の区別には無関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果物の所有権という考え方がない。頼まれて役務を提供するだけ。雇用契約と異なるのは受任者の労働は自己裁量によって行われる。 ・企画、設計段階 ・保守作業